

教育委員会提出議案

第6号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

特別区人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の63.75</u>）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>